

令和5年第1回臨時会

# 駿東伊豆消防組合議会 会議録

令和5年12月22日

駿東伊豆消防組合議会

令和5年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会会議録目次

会 期 日 程	目 2
付議事件等一覧	目 3

[12月22日（金）]

1 開会及び開議の宣告	3
2 議席の指定	3
3 会議録署名議員の指名	4
4 諸般の報告	4
5 副議長の選挙	5
6 会期の決定	7
7 報第5号から議第10号までの 6件一括上程、説明、質疑、討論、採決	8
8 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	15
9 閉会の宣告	15

令和5年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	12月22日	金	午後2時	本会議	開会 議席の指定 会議録署名議員の指名 諸般の報告 副議長の選挙 会期の決定 報第5号、報第6号、議第7号～議第10号の説明 質疑 討論 採決 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

## 付議事件等一覧

- 1 報第 5号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 2 報第 6号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 3 議第 7号 静岡県市町総合事務組合格約の一部変更について
- 4 議第 8号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 5 議第 9号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について
- 6 議第 10号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について
- 7 副議長の選挙
- 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査

令和5年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会会議録

令和5年12月22日（金）午後2時 開会

於 議 場

---

○出席議員（16名）

1番	虫 明 弘 雄	2番	三 好 陽 子
4番	田 代 稔	5番	山 田 豪 彦
6番	浅 田 藤 二	8番	小 澤 隆
9番	佐 藤 周	10番	杉 本 一 彦
11番	天 野 佐代里	12番	野 田 哲 郎
13番	飯 田 安 雄	14番	内 山 慎 一
15番	黒 須 淳 美	16番	久保田 吉 光
17番	植 松 恭 一	18番	梶 泰 久

---

○欠席議員

3番	鈴 木 晴 範	7番	小 泉 宣 子
----	---------	----	---------

---

○欠 員 （なし）

---

○地方自治法第121条の規定による出席者

管 理 者	頼 重 秀 一	副管理者	仁 科 喜世志
副管理者	小 野 達 也	消 防 長	安 立 和 弘
消防部長	今 井 将一朗	企画課長	玉 川 稔
総務課長	石 井 安	予防課長	大 塚 康 弘
警防課長	廣 瀬 光 晴	救急課長	高 木 智 仁

通信指令  
課長

木 梨 浩三郎

第二方面  
本部長兼  
田方中  
消防署長

石 川 芳 之

会計室長

後 藤 寿 雄

第一方面

本部長兼  
沼津南  
消防署長

荻 島 正 己

第三方面

本部長兼  
伊 東  
消防署長

鈴 木 秀 康

---

○議会事務担当職員

書記長 大 嶽 泰 久

書記 岩 崎 孝 充

書記 中 井 和 磨

---

○議事日程

令和5年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会議事日程

令和5年12月22日（金曜日） 午後2時 開会

- 第1 議席の指定
  - 第2 会議録署名議員の指名
  - 第3 諸般の報告
  - 第4 副議長の選挙
  - 第5 会期の決定
  - 第6 報第5号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
  - 第7 報第6号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
  - 第8 議第7号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部変更について
  - 第9 議第8号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について
  - 第10 議第9号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について
  - 第11 議第10号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について
  - 第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査
- 

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

---

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（梶 泰久）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議席の指定

○議長（梶 泰久）

日程に入ります。

日程第1 議席の指定を議題とします。

この度、新たに伊東市から選出されました3人の議員の議席を会議規則第4条第1項及び第2項の規定により、議長から指定いたします。

虫明弘雄議員の議席は1番に、佐藤周議員の議席は9番に、杉本一彦議員の議席は10番に、それぞれ指定いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（梶 泰久）

次に、日程第2 会議録署名議員を議長から指名いたします。

6番 浅田藤二議員、10番 杉本一彦議員を指名します。

---

◎諸般の報告

○議長（梶 泰久）

次に、日程第3 諸般の報告をいたします。

最初に、青木敬博議員、篠原峰子議員及び杉本一彦議員が、議員任期満了により、失職しておりますので、御報告いたします。

次に、伊東市から選出されておりました本組合議会議員に変更がありましたので、御紹介いたします。

最初に、虫明弘雄議員より御挨拶をお願いいたします。

○1番議員（虫明弘雄）

伊東市から選出していただきました市議会議員の虫明と申します。何分まだまだ分からないことばかりですが、皆様に御指導いただきながらしっかり学んでまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（梶 泰久）

次に、佐藤周議員より御挨拶をお願いいたします。

○9番議員（佐藤 周）

伊東市議会から参りました佐藤周でございます。どうぞ皆様よろしく申し上げます。

○議長（梶 泰久）

次に、杉本一彦議員より御挨拶をお願いいたします。

○10番議員（杉本一彦）

ただいま、任期満了の報告をさせていただいたばかりですが、引き続きこちらで仕事をさせていただくことになりました。引き続きがんばりますので、どうぞ皆さ



んよろしくお願ひいたします。

○議長（梶 泰久）

次に、先の御報告のとおり、議会運営委員でありました篠原峰子議員の議員任期満了による失職により、議会運営委員が1人欠員となりましたが、議会運営委員会条例第2条第2項の規定により、議長より、杉本一彦議員を議会運営委員に指名いたしましたので、御報告いたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る令和5年7月から10月までの定例検査結果報告並びに地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告が監査委員から報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願ひます。

次に、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しをお手元に配付してございますので、あらかじめ御了承願ひます。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、併せて御了承願ひます。

次に、小泉宣子議員及び鈴木晴範議員から、本日の本会議を欠席いたしたい旨の届け出がありましたので、あらかじめ御了承願ひます。

次に、矢ノ下健一郎警防部長から、本日の本会議を欠席いたしたい旨の届け出がありましたので、あらかじめ御了承願ひます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

○議長（梶 泰久）

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願ひます。

---

◎副議長の選挙

○議長（梶 泰久）

次に、日程第4 副議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法はいかがいたしますか。

○16番議員（久保田吉光）

選挙の方法は、指名推薦で願ひします。

○議長（梶 泰久）

ただいま16番議員から、指名推薦により選挙されたいとの御発言がありましたので、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりいたしたいと思いま

すが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は指名推薦によって行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に佐藤周議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました佐藤周議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました佐藤周議員が副議長に当選されました。

9番 佐藤周議員に申し上げます。

ただいま、あなたが副議長に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、副議長に当選されました佐藤周議員に就任の御挨拶をお願いいたします。

#### ○9番議員（佐藤 周）

ただいま、皆様の御推薦により副議長の任を任されました。ありがとうございます。これからは議長を補佐し、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長（梶 泰久）

ここで組管理者から発言の申し出がありますので、許可いたします。

#### ○管理者（頼重秀一）

発言のお許しを賜りましたので、一言組管理者として御挨拶を申し上げます。

先ほどは新たに副議長に御就任されました佐藤周副議長におかれましては、御就

任心よりお祝い申し上げさせていただきます。

副議長におかれましては、これまでに培われました様々な経験、そして卓越した指導力、行動力をフルに活用していただき、当組合行政の更なる発展のため我々に対して御指導、御鞭撻を賜りたく、心からお願い申し上げます。

我々に課せられた責務は、地域の安全・安心を守る担い手ということでございますので、課された責務は大変重く、重要であると考えているところでございます。その点に関しましても、様々な面において御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

甚だ大変簡単ではございますが、地域住民並びに当局を代表し、御就任のお祝いを申し上げます。私からの御挨拶に代えさせていただきます。今後とも、よろしくお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長（梶 泰久）

次に、日程第5 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 植松恭一議員。

○17番議員（植松恭一）

取り決めのおり、着座のまま発言することをお許しく下さい。

令和5年第1回臨時会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、梶泰久議長に御出席いただき、開催いたしました。その概要について御報告申し上げます。

本臨時会に提出されます議案は、管理者提出議案が6件でございます。内容といたしましては、報第5号及び報第6号が、専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）、議第7号 静岡県市町総合事務組合規約の一部変更について、議第8号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、議第9号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について、議第10号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議いただきます。

以上のことから会期につきましては、本日1日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（梶 泰久）

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日と決定いたしました。

---

◎報第5号から議第10号までの6件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梶 泰久）

次に、日程第6 報第5号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）から、日程第11 議第10号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）についてまで、以上6件を一括議題といたします。

この6件に対する当局の説明を求めます。

○管理者（頼重秀一）

取り決めによりまして、着座にて失礼いたします。

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

最初に、報第5号及び報第6号の案件につきましては、交通事故損害賠償額の決定の専決処分について御報告するものであります。

次に、議第7号の案件につきましては、静岡県市町総合事務組合規約の一部変更について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第8号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第9号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第10号の案件につきましては、令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、消防部長から説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

○消防部長（今井將一朗）

それでは、報第5号から議第10号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

初めに、議案書の1ページをお開きください。

報第5号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）について御説明いたします。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書の3ページ並びに議案資料の1ページを併せてお開きください。

令和5年7月3日、沼津市高沢町17番1号、沼津市立開北小学校において、本消防組合職員の運転する公用車が、損害賠償の相手方所有の汚水桝の蓋の上を通過し、当該蓋を損傷させた事故で、損害賠償額24万2,000円をもって示談が成立したため、令和5年9月5日付けで専決処分をしたものであります。

以上で、報第5号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）についての御説明を終わります。

次に、議案書の5ページをお開きください。

報第6号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）について御説明いたします。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書の7ページ並びに議案資料の2ページを併せてお開きください。

令和5年8月16日、沼津市西沢田253番地の1地先において、本消防組合職員の運転する公用車が、損害賠償の相手方所有の車両と接触し、当該車両を損傷させた事故で、損害賠償額22万2,166円をもって示談が成立したため、令和5年10月24日付けで専決処分をしたものであります。

以上で、報第6号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）についての御説明を終わります。

続きまして、議案書の9ページをお開きください。

議第7号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部変更について御説明いたします。

本案は、静岡県市町総合事務組合からの通知により、同組合同規約の一部変更を行

うため、構成団体において、直近の議会への議案提出を求められたものであります。

一部変更の内容につきましては、議案書の11ページをお開きください。

静岡県市町総合事務組合の構成団体である「浜名湖競艇企業団」が、令和6年4月1日付けで「浜名湖ボートレース企業団」に名称変更することに伴い、規約別表第1及び別表第2中の名称を改めるものであり、附則といたしまして、施行日を令和6年4月1日とするものであります。

以上で、議第7号 静岡県市町総合事務組合規約の一部変更についての御説明を終わります。

続きまして、議案書の13ページ及び別冊、議案資料の3ページを併せてお開きください。

議第8号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本改正は、令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、本組合の条例を一部改正するものであります。

内容につきましては、第1条において、本条例第26条第2項中、期末手当支給割合を「100分の120」から「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改めます。また、第29条第2項第1号中、勤勉手当支給割合を「100分の100」から「100分の105」に、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改めます。

さらに、給料月額の上上げ改定により別表第1及び別表第2の給料表を改めるものであります。

これらの改正については、国家公務員の給与に倣い、令和5年4月1日に遡り差額分を支給するものであります。

次に、議案書の23ページをお開きください。

第2条において、第1条で改正いたしました、本条例第26条中の期末手当支給割合を令和6年4月1日から6月と12月に均等に配分するため、第26条第2項中

「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改めます。

また、第29条第2項中の勤勉手当支給割合を令和6年4月1日から6月と12月に均等に配分するため、第29条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改めるものであります。

以上で、議第8号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についての御説明を終わります。

続きまして、議案書の25ページ及び別冊、議案資料の11ページを併せてお開きください。

議第9号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について御説明いたします。

本改正は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例について所要の改正を行うものであります。

主な改正箇所につきましては、第13条（蓄電池設備）及び第44条（火を使用する設備等の設置の届出）、別表第3（火を使用する設備等の離隔距離）となります。

初めに、蓄電池設備に係る改正の背景と主な改正内容について御説明いたします。

改正の背景といたしましては、蓄電池設備は脱炭素社会の実現等に向け、更なる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに、JIS等の標準規格において、出火防止措置や延焼防止措置等が盛り込まれるようになってきたこと等を踏まえ、これまで主に開放形の鉛蓄電池を想定した内容となっていた基準について、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう所要の改正を行うものであります。

主な改正内容について、1点目といたしまして、蓄電池設備の規制対象の指定に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改めるものであります。

これまで、4,800アンペアアワー・セル未満のものを規制対象から除いていましたが、本改正により蓄電池容量が20キロワット時以下のものを規制対象から除くこととするものであります。

2点目といたしまして、開放形鉛蓄電池を用いたものを除く電槽については、耐酸性の床等に設けなくともよいこととするものであります。

3点目といたしまして、屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならないとされているところ、雨水等の浸入防止措置が講じられた筐体に収められたものとするればよいこととするものであります。

4点目といたしまして、屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要があり、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされているところ、当該要件に、新たに、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加するものであります。

次に、火を使用する設備等の離隔距離に係る改正の背景等について御説明いたし

ます。

固体燃料である木炭を熱源として食材を加熱調理する炭火焼き器については、これまで炉等の一般規定が適用され、周囲に2から3メートルの離隔距離を確保する必要がありましたが、防火上の安全措置が講じられたものもあることから、新たに固体燃料を使用する厨房設備として、離隔距離を規定するものであります。

改正の背景と主な改正内容につきましては、以上となりますが、最後に、議案書にお戻りいただき、27ページをお開きください。

附則といたしまして、施行期日を令和6年1月1日とするほか、経過措置として本条例の施行の際、現に設置されている燃料電池発電設備等又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による等とするものであります。

以上で、議第9号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正についての御説明を終わります。

続きまして、議案書の29ページをお開きください。

議第10号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について御説明いたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,668万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億5,692万5,000円とするものであります。

「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、30ページ、31ページに記載のとおりであります。

補正予算の詳細につきましては、32ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

34ページ、35ページをお開きください。

1款1項1目市町負担金、2節個別経費負担金、1の沼津市に1,925万5,000円、7の清水町に423万6,000円、合計2,349万1,000円を追加し、市町負担金の総額を60億1,393万円といたします。

次に、7款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金、1の駿東伊豆消防組合共同消防基金繰入金に3,396万4,000円、4の駿東伊豆消防組合東伊豆町消防基金繰入金に922万9,000円、合計4,319万3,000円を追加し、基金繰入金の総額を5,874万7,000円といたします。



これは、主に人事院勧告に伴う職員管理費の給料、職員手当等及び共済費の財源不足並びに東伊豆消防署のエアコン及び訓練塔の緊急修繕に伴う消防施設費の需用費の財源不足について、沼津市派遣職員他給与等支給事業及び旧清水町職員給与支給事業は個別経費負担金から、組合採用職員他給与支給事業は共同消防基金から、旧東伊豆町職員給与支給事業及び東伊豆消防庁舎維持管理事業は東伊豆町消防基金から財源充当するものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

36ページから39ページまでをお開きください。

3款1項1目職員管理費、2節給料に1,528万5,000円、3節職員手当等に4,378万5,000円、4節共済費に696万3,000円を追加し、職員管理費の総額を52億9,336万8,000円とするものであります。

これは、令和5年度の人事院勧告に伴い、1の沼津市派遣職員他給与等支給事業に1,925万5,000円、4の旧東伊豆町職員給与支給事業に857万8,000円、5の旧清水町職員給与支給事業に423万6,000円、6の組合採用職員他給与支給事業に3,396万4,000円を追加するものであります。

次に、3款1項3目消防施設費、10節需用費、5の東伊豆消防庁舎維持管理事業に65万1,000円を追加し、消防施設費の合計を5億7,030万7,000円とするものであります。

以上で、議第10号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）についての御説明を終わります。

以上、管理者提出議案であります、報第5号から議第10号までの、提案理由の補足説明を申し上げました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（梶 泰久）

当局の説明が終わりました。

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

最初に、報第5号、6号、議第7号、8号、9号、10号、以上6件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

報第5号、6号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告事項でありま

すので、報告があったことを御了承願います。

次に、議第7号、8号、9号、10号、以上4件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、議第7号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第7号 静岡県市町総合事務組合格約の一部変更についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第7号は可決されました。

次に、議第8号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第8号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第8号は可決されました。

次に、議第9号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第9号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第9号は可決されました。

次に、議第10号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。  
採決いたします。

議第10号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）についてを採決  
いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第10号は可決されました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（梶 泰久）

次に、日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたし  
ます。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長  
から、閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査  
として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いた  
しました。

---

○議長（梶 泰久）

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（梶 泰久）

これをもって、令和5年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

午後2時30分 閉会

---

○地方自治法第 123条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年12月22日

議 長 梶 泰 久

議 員 浅 田 藤 二

議 員 杉 本 一 彦